

福知山市安心生活見守り事業調書

福知山市安心生活見守り事業の実施に当たり次の事項について承諾及び誓約します。

- 1 貸与を受けた装置については、善良な管理を行い、他の目的に使用しません。
- 2 貸与を受けた装置を紛失又は破損した時は、直ちに市長に届け出るとともに、その損害を賠償します。
- 3 緊急事態発生時に内鍵等により施錠され入室できない場合は、必要な個所を破壊し、事態に対応していただくこと。また、その修復については、相手方の責任を問いません。
- 4 個人情報について、事業に必要な関係者へ提供することを承諾します。
- 5 本事業の貸与決定が取り消された場合その他の事由により、貸与を受けた装置を使用する必要がなくなった場合には、速やかに当該装置を撤去して市に返却します。このとき、相当の期間が経過しても当該装置の返却がなされなかった場合には、市の職員、近隣協力者、民生児童委員、近親者等の緊急連絡先に列挙されている者その他の関係者が居宅の中に設置されている当該装置を撤去することに同意します。

年 月 日

申請者氏名

対象者氏名

設置する電話 の加入権者等	住 所 福知山市 氏 名 電話番号	
近隣協力者 ※見守りセンターより安否確認のため連絡があった場合には、可能な限りの対応をお願いします。	住所 〒 自治会名（ ） 福知山市	対象者宅との距離 m
	ふりがな 氏 名 個人情報について、事業に必要な関係者へ提供することを承諾します。	電話番号
民生児童委員 署 名 欄	氏 名 電話番号	

(裏面)

対象者宅内の略図				
かかりつけの医 院、病院等				
近親者の状況 (緊急連絡先)	住所		対象者との続柄	
	ふりがな	電話番号		
	氏名			
	住所		対象者との続柄	
	ふりがな	電話番号		
	氏名			
	住所		対象者との続柄	
	ふりがな	電話番号		
	氏名			